

新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）【素案からの主な変更点】

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
1	1	—	—	1	[パブ・コメによる意見(No.3)及び地域説明会による意見(No.2)に基づく修正] 『子ども・子育て支援法』第2条（基本理念）を踏まえとあるが、巻末の参考資料に基本理念を記載してはどうか。	■修正前 掲載無し	■修正後 「子ども・子育て支援法」第2条（基本理念） 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
2	1	—	3	2	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正	■修正前 (3)他の計画との関係 (略)「母子保健計画」を包含しています。	■修正後 (3)他の計画との関係 (略)「母子保健計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含しています。
3	1	—	5	4	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 図表I-5 年齢3区分別の人口推移 平成30年4月1日以降は推計値を使用	■修正後 図表I-5 年齢3区分別の人口推移 平成31年4月1日以降は推計値を使用
4	1 3	—	6 122	5 126	最新の人口統計を反映	■修正前 平成30年までの出生数を掲載	■修正後 平成31年の出生数(2,516人)を表に反映
5	1	—	10	9	[パブ・コメによる意見(No.6)に基づく修正] 計画の基本的な考え方の5計画策定体制と点検・評価等(1)計画策定体制のところに、区民・学識経験者・地域団体・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」とあり、図では子ども・子育て会議の構成員学識経験者3名、公募区民4名、子ども・子育て支援に関する者等7名 計14名であるが、本文中の区民とは公募区民4名のことなのか。子ども・子育て支援に関する者等7名とは、地域団体・子ども子育て関連事業者のことなのか。	■修正前 ・本計画は府内検討組織である「新宿区次世代育成支援推進本部」、区民・学識経験者・地域活動団体・事業者等からなる「新宿区次世代育成協議会」及び「新宿区次世代育成協議会部会」において、現計画の進捗状況の把握・検証を行いつつ、計画案を検討・協議するとともに、区民・学識経験者・地域団体・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、策定を進めてきました。 ・表中 次世代育成協議会 構成：区長、学識経験者、公募区民、地域活動団体等 子ども・子育て会議 構成：学識経験者3名、公募区民4名、子ども・子育て支援に関する者等7名	■修正後 本計画は府内検討組織である「新宿区次世代育成支援推進本部」、公募区民・学識経験者・地域活動団体の構成員等からなる「新宿区次世代育成協議会」及び「新宿区次世代育成協議会部会」において、現計画の進捗状況の把握・検証を行いつつ、計画案を検討・協議するとともに、公募区民・学識経験者・地域活動団体の構成員・子ども子育て関連事業者からなる「新宿区子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、策定を進めてきました。 ・表中 次世代育成協議会 構成：区長、学識経験者、公募区民、地域活動団体の構成員等 子ども・子育て会議 構成：学識経験者3名、公募区民4名、地域活動団体の構成員2名、子ども子育て関連事業者5名
6	1	—	10	9	地域説明会の実績の挿入	■修正前 掲載無し	■修正後 参加者数を掲載
7	1	—	11	10	パブリック・コメントの実績の挿入	■修正前 掲載無し	■修正後 意見提出件数を掲載
8	1	—	13	12	P12の冒頭部分の表現と類似するため	■修正前 新宿区は、高層ビル街や大規模繁華街、閑静な住宅街、歴史や伝統が色濃く残る街並み、地場産業の集積する地域、学生街、国際的な街など多彩な顔を持っています。こうした新宿の多様性を次世代の育成に活かすためには、地域の様々なネットワークで子育てを支えるという視点が欠かせません。	■修正後 本計画の総合ビジョンに掲げる「子育てコミュニティタウン新宿」とは、新宿のまちにおいて、以下に掲げる具体的な4つのまちの姿が実現されることと捉えています。

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
9	1 2 3	—	14 80 131	13 85 135	[パブ・コメによる意見(No.9)に基づく修正] 6計画全体の構成（2）基本目標の数値目標設定の考え方のところの説明には「この割合について、第三期の目標数値」とある。たしかに（1）計画の位置づけには第三期までの「新宿区次世代育成支援計画」を継承し、とはあるが、それを（以下「第三期計画」という）としても混同するだろうし、丁寧なわかりやすい記載をお願いする。	■修正前 「第三期計画」・「第一期(平成27年度～平成31年度)」	■修正後 「前計画」と表現
10	2	—	23	23	説明の加筆	■修正前 ※2 「目標」は、事業を取り巻く状況変化への対応や点検・評価により、必要に応じて見直します。	■修正後 ※2 「目標」は、事業を取り巻く状況変化への対応や点検・評価により、必要に応じて見直します。 記載内容は新宿区第一次実行計画期間である令和2年度又は本計画期間である令和6年度までの目標です。
11	2	1	25	25 26	[地域説明会による意見(No.55)に基づく修正] 目標1の5にある「国際化社会で生きる力を育む」について、具体的な方向性を知りたい。肌や髪質など外見を理由に差別はいけないと理解できるような具体的な内容を盛り込んでほしい。	■修正前 【主な事業】 ①人権教育の推進 掲載無し	■修正後 【主な事業】 ①人権教育の推進 各学校では、人権教育プログラム（東京都教育委員会）を活用し、障害者、高齢者、外国人等様々な人権課題について、道徳の時間をはじめとする教育活動全体で人権教育を推進
12	2	1	25 26	26	[次世代育成支援協議会での意見に基づく修正] 【主な事業】 ②子どもの施策への参画促進 児童館では、子ども会議を実施しているので現況に記載するべき	■修正前 【主な事業】 ②子どもの施策への参画促進 記載なし	■修正後 【主な事業】 ②子どもの施策への参画促進 ・児童館等における子ども会議の実施 ・公園を利用する子どもたちにヒヤリング調査等を実施し、公園整備計画に反映(令和元年度)
13	2	1	—	27	[パブ・コメによる意見(No.16)に基づく修正] 目標1-1未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて②虐待から子どもを守るために取組みの現状と課題、（1）子どもの人権を守るために関係機関の連携のところにある「新宿区子ども家庭若者サポートネットワーク」について、新宿区教育ビジョンを参考に、三期計画p17にある組織図を記載したらどうか。	■修正前 【現状と課題】 (1)子どもの人権を守るために関係機関の連携 ・掲載なし	■修正後 【現状と課題】 (1)子どもの人権を守るために関係機関の連携 ・ 子ども家庭・若者サポートネットワークの図 を挿入
14	2	1	27	28	文言の整理	■修正前 【現状と課題】 (1)子どもの人権を守るために関係機関の連携 ・子ども家庭支援センター21～30年度新規相談件数の表	■修正後 【現状と課題】 (1)子どもの人権を守るために関係機関の連携 ・子ども家庭支援センター 25 ～30年度新規相談件数の表
15	2	1	27	28	文言の整理	■修正前 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略)保護者が安定した心で子育てに臨めるような支援が重要です。(以下略)	■修正後 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略)保護者が安定した心で子育てに臨めるような支援 や体罰による子育て意識の啓発 が重要です。(以下略)
16	2	1	27	28	文言の整理	■修正前 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略)区では子ども総合センターを子ども家庭総合支援拠点に位置付け、4か所の子ども家庭支援センターと共に保護者自身からの相談(以下略)	■修正後 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略)区では子ども総合センター と4か所の子ども家庭支援センター を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、保護者自身からの相談(以下略)

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
17	2	1	—	29	説明の加筆	<p>■修正前 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略) 育児不安や育児困難感を軽減することにより、虐待の発生を予防しています。 今後も引き続き、多様な育児支援・養育支援事業を（以下略）</p>	<p>■修正後 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略) 育児不安や育児困難感を軽減することにより、虐待の発生を予防しています。 平成31年4月施行の「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」には、保護者が体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならないと明記されています。子どもが自分の力で人生を切り開いていくことができるよう、体罰によらない子育ての推進について国や都が作成したリーフレット等を活用し、啓発に取り組んでいきます。 今後も引き続き、多様な育児支援・養育支援事業を（以下略）</p>
18	2	1	28	28 29	[パブ・コメによる意見(No.18)に基づく修正] (2)虐待発生予防の取組の所にある「今後も引き続き、多様な育児支援・養育支援事業を提供するとともに、相談員が」となっている。この相談員は、子ども総合センターの相談員と考えてよい。もしそうなら、子ども総合センターの相談員と明記してほしい。また、三期計画p18にあるようなトピック的に「子どもの虐待の4つの類型」を記載したらどうか。	<p>■修正前 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略)養育支援事業を提供するとともに、相談員が（以下略） [虐待の4つの類型] 掲載なし</p>	<p>■修正後 【現状と課題】 (2)虐待発生予防の取組み (略)養育支援事業を提供するとともに、子ども総合センターや子ども家庭支援センターの相談員が（以下略） [虐待の4つの類型] 子どもの虐待の4つの類型の表を挿入</p>
19	2	1	28 29	29 30	[パブ・コメによる意見(No.17)に基づく修正] P28①相談とネットワークの充実の中に「～気軽に相談できる仕組み～」と記載してあるが、今「虐待」が見えない社会になっており問題が深刻になっている。もっとテリケートに表現すべきだ。 及び文言整理	<p>■修正前 【取組みの方向】 ①相談とネットワークの充実 ・(略)子ども自身や保護者が気軽に相談できる(以下略) ③児童相談所の開設準備 ・(略)一時保護所の職員体制(以下略) ・社会的養護における里親の普及に向けた(以下略)</p>	<p>■修正後 【取組みの方向】 ①相談とネットワークの充実 ・(略)子ども自身や保護者が安心して相談できる(以下略) ③児童相談所の開設準備 ・(略)一時保護所の運営体制(以下略) ・社会的養護における里親制度の普及に向けた(以下略)</p>
20	2	1	—	30	説明の加筆	<p>■修正前 【主な事業】 掲載なし</p>	<p>■修正後 【主な事業】 ①～2子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口） 子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。関係機関や児童相談所との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。 【現況】 虐待相談受理件数 789件 【目標】 虐待相談の最初の窓口としての周知をさらに広め、関係機関と連携しながら、困難な課題を抱えた家庭の課題が解決するよう、対応ていきます。</p>

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
21	2	1	33	34	[パブ・コメによる意見(No.19・22)に基づく修正] 「目標1－1－③」の不登校対策では、単に「学校復帰」を目標にするのではなく、たとえ学校に行けなかったとしても学ぶ権利が保障されることが大事で、フリースクールとの連携も含めて区教育委員会が子どもの多様な居場所をつくっていくことを明記すべきである。 ①－5児童・生徒の不登校対策の目標のところにある不登校出現率と学校復帰率の説明を新宿区第一次実行計画 平成30（2018）年度～平成32（2020）年度の（4）計画事業の主な指標 25一人ひとりの子どもが豊かな学べる教育の推進 ④児童・生徒の不登校のところにあるのと同様に定義を記載してほしい。	■修正前 【主な事業】 ①－5児童・生徒の不登校対策 【概要】 不登校対策委員会で策定した「不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針」に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校未然防止及び学校復帰に向けた取組みを協議し実践していきます。 また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、学校復帰への取組みや未然防止のための家庭への支援をより一層充実させ一人ひとりに合った対応を行っていきます。 不登校児童・生徒については、つくし教室の活用を進めるとともに、フリースクールとの連携について検討します。 【現況】 ・不登校出現率（平成29年度） 小学校 0.42% 中学校 3.47%	■修正後 【主な事業】 ①－5児童・生徒の不登校対策 【概要】 不登校対策については、平成30年度と令和元年度に指定した教育課題モデル校での実践を基に、外部機関やスクールカウンセラー等と連携した取組みについて全区立学校に周知していきます。 また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 適応指導教室（つくし教室）では、将来の社会的自立につながるよう、児童・生徒の気持ちを温かく受け止め、寄り添い、学校とも連携を図りながら今後も支援を進めています。 さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」※を派遣し、一人ひとりに合った対応を行っていきます。 不登校児童・生徒については、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、居場所としての教育環境づくりや適切な支援や働き掛けを行うだけでなく、不登校の状況であっても、訪問型支援を含め、多様な教育機会を確保していくことが肝要です。 今後も専門人材やつくし教室を活用するとともに、子どもの「居場所」づくりとして、図書館等を活用した支援の取組やフリースクール等の民間施設との連携についても検討するなど、多様な教育機会を確保できるよう取り組んでいきます。 【現況】 ・不登校出現率（平成30年度） 小学校 0.47% 中学校 4.41% 【注釈】の追加 ※不登校出現率・・・不登校による長期欠席者数／全児童・生徒数(長期欠席者：年間30日以上欠席した者) ※学校復帰率・・・復帰数／不登校による長期欠席者数(復帰数：各学校が個々の児童・生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようにする)
22	2	1	－	34	[パブ・コメによる意見(No.21)に基づく修正] ①いじめ防止や不登校対策等の取組みの充実のところや主な事業、①－5児童・生徒の不登校対策の事業の概要と現況のところにある「家庭と子供の支援員」について、どのような人で、何人ぐらいか説明してほしい。また、注釈で説明してほしい。	■修正前 【主な事業】 ①－5児童・生徒の不登校対策 【現況】 ・家庭と子供の支援員の派遣5校(小学校2校、中学校3校) 注釈掲載なし	■修正後 【主な事業】 ①－5児童・生徒の不登校対策 【現況】 ・家庭と子供の支援員の派遣5校(小学校2校、中学校3校)、各校2名程度 注釈の追加 ※家庭と子供の支援員・・・不登校等の問題行動の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行います。
23	2	1	35	36	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【取組みの方向】 ④教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進について、主な事業との整合を図るべき。	■修正前 【取組みの方向】 ④教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進 (略)教員が健康でやりがいをもちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な取組みを実施し、学校における働き方改革を推進していきます。	■修正後 【取組みの方向】 ④教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進 (略)教員が健康でやりがいをもちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校の法律相談体制や部活動指導員の配置など学校現場の実情に応じた具体的な取組みを実施し、学校における働き方改革を推進していきます。

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
24	2	1	—	38	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【主な事業】 ④教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進について、主な事業との整合を図るべき。	■修正前 【主な事業】 掲載なし	■修正後 【主な事業】 事業名・事業概要 ④一部活動を支える環境の整備 平成30年6月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、令和元年度から部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支えるための環境を整備します。 現況 ・部活動を支える環境の整備に関する検討、方針決定（令和元年度より部活動指導員を配置） 目標 ・部活動指導員の配置 13人（令和2年度）
25	2	1	—	42	[バブ・コメによる意見(No.26)に基づく修正] 目標1-2-②一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援の主な事業③-1特別支援教育の推進の事業概要と現況のところにある「特別支援教育推進員」と③-2学校における巡回指導・相談体制の充実の事業概要と現況のところにある「特別支援教育相談員」の注釈を記載してほしい。	■修正前 注釈 特別支援教育推進員 掲載あり(p40) 特別支援教育相談員 掲載なし	■修正後 注釈 特別支援教育推進員(計画素案のまま記載) 特別支援教育相談員・・・特別支援教育に係る就学相談、巡回相談・指導を行います。
26	2	1	42	43	説明の加筆	■修正前 【現状と課題】 (1)「遊び」の充実に向けた取組み (略) 子ども総合センターがあります。 また、特別支援学校含め（以下略）	■修正後 【現状と課題】 (1)「遊び」の充実に向けた取組み (略) 子ども総合センターがあります。 これらの施設では、国ガイドラインによる「18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする」児童の健全育成を行う場所として、引き続き事業を展開していきます。 また、特別支援学校含め（以下略）
27	2	1	—	54	[バブ・コメによる意見(No.36)に基づく修正] 「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」について三期計画p96にあるような関係図を記載したらどうか。	■修正前 【現状と課題】 (2)若者の自立支援、就労支援の実施 掲載無し	■修正後 【現状と課題】 (2)若者の自立支援、就労支援の実施 関係図を掲載
28	2	1	52	55	最新の統計を反映	■修正前 【現状と課題】 (3)若者の自殺対策 (略)区では、平成27（2015）～29（2017）年の自殺者数（230人）のうち、20歳代が50人と最も多く、（以下略）	■修正後 【現状と課題】 (3)若者の自殺対策 (略)区では、平成28（2016）～30（2018）年の自殺者数（217人）のうち、20歳代が49人と最も多く、（以下略）
29	2	1	53	56	最新の統計を反映	■修正前 【主な事業】 ③自殺総合対策 現況 平成27（2015）～29（2017）年の自殺者数（230人）のうち、20歳代が一番多く（50人）、（以下略）	■修正後 【主な事業】 ③自殺総合対策 現況 平成28～30年の自殺者数（217人）のうち、20歳代が一番多く（49人）、（以下略）

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
30	2	2	63	66	[パブ・コメによる意見(No.46)に基づく修正] 「目標2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり」では、「こころの健康」に触れているが、今日的課題として「ネット・ゲーム依存」が社会問題化していることの記述がない。 スマートフォンの普及に伴い児童生徒の視力低下や姿勢の悪化には触れているが、「依存症」という病には触れていない。子どものスマート率上昇のもとでの心身への影響について「啓発」を区と教育委員会の施策として一層強化する必要があり、そのことを計画上も示していくべきと考える。	■修正前 【現状と課題】 (1)こころの健康 (略)また、依然として心身症や不登校、ひきこもりをはじめとしたこころの問題が深刻となっています。(以下略) (2)健やかな体づくりの推進 (略)児童・生徒の視力低下や姿勢の悪化も懸念されていることから、(以下略)	■修正後 【現状と課題】 (1)こころの健康 (略)また、依然として心身症や不登校、ひきこもりをはじめとしたこころの問題が深刻となっています。さらに、近年ではスマートフォン等の普及に伴いその使用頻度が高まり、世界保健機関(WHO)によりゲーム障害が精神疾患として認定される等、インターネットやゲームへのめりこみが、身近な問題として取り上げられることが多くなっています。(以下略) (2)健やかな体づくりの推進 (略)児童・生徒の視力低下や姿勢の悪化、「ネット・ゲーム依存」なども懸念されていることから、(以下略)
31	2	2	63	66 67	[次世代育成支援協議会での意見に基づく修正] 【現状と課題】 (2)健やかな体づくりの推進 10代の望まぬ妊娠等について、前回計画では現状と課題の中に項目立てで説明していたが、本計画ではその項目が無くなっている。後退と捉えられてしまう。	■修正前 【現状と課題】 (2)健やかな体づくりの推進 生涯にわたって健康に生活していくためには、児童・生徒が生活習慣を整えるだけでなく飲酒、薬物の危険性を正しく理解していくことが必要です。(以下略)	■修正後 【現状と課題】 (2)健やかな体づくりの推進 生涯にわたって健康に生活していくためには、児童・生徒が生活習慣を整えるだけでなく、児童・生徒の発達段階に応じて喫煙や飲酒、薬物の危険性、妊娠・避妊等の性に関する正しい知識とともに性感染症を含む感染症について理解していくことが重要です。なかでも、エイズを含む性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにするとともに、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付けることが必要です。(以下略)
32	2	2	63	67	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【現状と課題】 【取組みの方向】 前計画では、【現状と課題】及び【取組みの方向】に喫煙・飲酒・薬物問題や感染症予防の推進があったが、本計画では記載がなくなつたため後退と捉えられかねない。	■修正前 【取組みの方向】 (略)児童・生徒の発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用や感染症と、健康との関連について具体的に指導し、自らの健康を適切に管理し、改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成していきます。(以下略)	■修正後 【取組みの方向】 (略)児童・生徒の発達段階に応じて喫煙や飲酒、薬物の危険性、妊娠・避妊等の性に関する正しい知識とともに性感染症を含む感染症について理解していくことが重要です。なかでも、エイズを含む性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにするとともに、感染のリスクを軽減する効果的な予防法を身に付けが必要です。(以下略)
33	2	2	64	67	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【主な事業】 ネット・ゲーム依存は、現状と課題のみ記載があるが、取組みの方向や主な事業には記載がない。	■修正前 【主な事業】 ①-1出張健康教育 学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなどについて、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	■修正後 【主な事業】 ①-1出張健康教育 学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・依存症予防・命の大切さなどについて、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。
34	2	2	65	68	説明の加筆	■修正前 【主な事業】 ①-3女性の健康相談 【概要】女性の健康支援センター（四谷保健センター内）で、思春期からの女性のこころと体の健康に関して電話、面接で相談を受けています。 【現況】電話50件、面接46件	■修正後 【主な事業】 ①-3 健康相談 【概要】保健センターでは、思春期からのこころと体の相談を「精神保健相談」などで受けています。女性の健康支援センター（四谷保健センター内）では、思春期からの女性のこころと体の健康に関して電話、面接で随時相談を受けています。 【現況】 ・精神保健相談開催回数（4保健センター合計）70回 ・女性の健康支援センター（随時相談）電話50件、面接46件

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
35	2	3	67	70	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【現状と課題】 ○地域子育て支援拠点事業は、妊娠している人も対象なので記載をしてほしい。	■修正前 【現状と課題】 (1)多様なニーズへの対応 ○地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。(以下略)	■修正後 【現状と課題】 (1)多様なニーズへの対応 ○地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、 妊娠期から子育て 中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。(以下略)
36	2	3	-	70	[バブ・コメによる意見(No.65)に基づく修正] 福祉や子育て支援の社会的インプレイメージを啓蒙することも重要であるというご意見が前回あったように記憶する。そこで、子ども総合センターのマスコットキャラクター「あつまるくん」もその中に入れほしい。	■修正前 【現状と課題】 (2)相談しやすい環境等の充実 掲載無し	■修正後 【現状と課題】 (2)相談しやすい環境等の充実 子ども総合センターのマスコットキャラクターである「あつまるくん」を掲載し説明を加えます。
37	2	3	69	72	時点修正	■修正前 【主な事業】 ①ー1一時保育の充実 現況 年間延べ利用人数 19,204人	■修正後 【主な事業】 ①ー1一時保育の充実 現況 年間延べ利用人数 18,984人
38	2	3	69	72 73	文言の整理	■修正前 【主な事業】 ①ー4子どもショートステイ 病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時に子どもの保育ができるないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります(利用対象は0歳から小学生までの子ども)。 ②ー2子ども家庭支援センターの運営 現況、目標：子ども支援センター	■修正後 【主な事業】 ①ー4子どもショートステイ 病気、出産、 介護 、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時に子どもの保育ができるないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります(利用対象は0歳から 18歳未満 の子ども)。 ②ー2子ども家庭支援センターの運営 現況、目標： 子ども家庭支援センター
39	2	3	70	73	時点修正	■修正前 【主な事業】 ②ー4「地域子育て支援拠点事業」 【現況】 ・子ども家庭支援課(平成31年4月1日現在) 23所 ・区立保育所 11か所 ・子ども園15か所 【目標】 子ども園 17か所 その他施設は、継続して実施していきます。	■修正後 【主な事業】 ②ー4「地域子育て支援拠点事業」 【現況】 ・子ども家庭支援課 23所 ・区立保育所 12か所 (分園含む) ・子ども園 17か所 (平成31年4月1日現在) 【目標】 継続して実施していきます。
40	2	3	73	77	[地域説明会による意見(No.67)に基づく修正] 目標について、読み手に分かりやすいよう記載を統一してほしい。継続して実施と記載してもよいのではないか。p.73の経済的支援に関する事業の目標の表現は現行計画と同様ならばしかたないが、そうでなければ変更してほしい。	■修正前 【主な事業】 ①ー1「児童手当」2「児童育成手当」3「児童扶養手当」 4「特別児童扶養手当」5「子ども医療費助成」 6「ひとり親家庭医療費助成」 【目標】 「ー」	■修正後 【主な事業】 ①ー1「児童手当」2「児童育成手当」3「児童扶養手当」4「特別児童扶養手当」5「子ども医療費助成」 6「ひとり親家庭医療費助成」 【目標】 継続して実施していきます。
41	2	3	75 ~ 79	79 ~ 84	子供の貧困対策に関する大綱の改正	■修正前 別添1のとおり	■修正後 別添1-2のとおり
42	2	3	81	86	文言の整理、時点修正	■修正前 【主な事業】 ①ー1認可保育所等の整備 【事業の概要】子ども・子育て支援事業計画に(以下略) 【目標】認可保育所 6,060人 ①ー3地域型保育事業等 【現況、目標】特定地域型保育事業等	■修正後 【主な事業】 ①ー1認可保育所等の整備 【事業の概要】 本計画 に(以下略) 【目標】認可保育所 5,897人 ①ー3地域型保育事業等 【現況、目標】 地域型 保育事業等

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
43	2	3	82	87	文言の整理	<p>■修正前 【現状と課題】 (1)子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと多様化する保育ニーズ (略)母親の就労状況は、近年大きく変化している状況です。</p>	<p>■修正後 【現状と課題】 (1)子どもが生まれても安心して働ける環境づくりと多様化する保育ニーズ (略)母親の就労状況は、近年大きく変化しています。</p>
44	2	3	83	88	時点修正	<p>■修正前 【主な事業】 ①ー1特別保育サービスの充実 【目標】 延長保育事業 3,958人 病児保育事業年間延べ利用人数 7,664人</p>	<p>■修正後 【主な事業】 ①ー1特別保育サービスの充実 【目標】 延長保育事業 4,172人 病児保育事業年間延べ利用人数 7,640人</p>
45	2	3	86	91	文言の整理	<p>■修正前 【主な事業】 ①就学前教育合同研修等の充実 区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や公開保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。</p>	<p>■修正後 【主な事業】 ①就学前教育合同研修等の充実 区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が、実践的な事例や情報の共有化を図るために、合同研修や公開保育を実施します。これにより、相互理解を深めるとともに、職員の意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。</p>
46	2	3	87	92	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【現状と課題】 学童クラブの今後のあり方の区の調査を引用している表現が分かりずらい。	<p>■修正前 【現状と課題】 (1)学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの今後のあり方 (略)区の調査でも、小学生低学年のときの放課後の過ごし方において、33.0%から36.3%へとニーズは増大しており、新たな整備も視野に入れつつ、今後も需要に応じて拡大していきます。(以下略)</p>	<p>■修正後 【現状と課題】 (1)学童クラブの現状と今後のあり方 ○学童クラブの今後のあり方 (略)区の調査でも、小学生低学年のときの放課後を過ごさせたい場所として、小学生保護者が学童クラブと回答した割合が33.0%から36.3%へとニーズは増大しており、新たな整備も視野に入れつつ、今後も需要に応じて拡大していきます。(以下略)</p>
47	2	3	94	99	時点修正	<p>■修正前 【主な事業】 ①ー3保育所等訪問支援事業 【現況】訪問件数180件 ③ー1補装具費の支給 【現況】補装具の購入(18歳未満) 92件／年</p>	<p>■修正後 【主な事業】 ①ー3保育所等訪問支援事業 【現況】訪問件数195件 ③ー1補装具費の支給 【現況】補装具の購入(18歳未満) 124件／年</p>
48	2	3	97	102	文言の整理	<p>■修正前 【主な事業】 ①生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉） ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、ひとり親自立相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。</p>	<p>■修正後 【主な事業】 ①生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉） ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。</p>
49	2	3	99	104	最新の統計を反映	<p>■修正前 【現状と課題】 (1)子育てと仕事の調和を保つための意識の醸成 共働き世帯は年々増加傾向にあり、平成29年には全国で1,188万世帯と共働き世帯はそうでない世帯の約1.8倍となっています。しかし、子育て期にある男性の育児時間は、平成28年度の調査では1日当たり平均で0.49時間と、女性の平均3.45時間を大幅に下回っています。</p>	<p>■修正後 【現状と課題】 (1)子育てと仕事の調和を保つための意識の醸成 共働き世帯は年々増加傾向にあり、平成30年には全国で1,219万世帯と共働き世帯はそうでない世帯の約2倍となっています。しかし、子育て期にある男性の育児時間は、平成28年度の調査では1日当たり平均で0.48時間と、女性の平均3.42時間を大幅に下回っています。</p>

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
50	2	3	102	107	説明の加筆	■修正前 【取組みの方向】 ①外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポート掲載なし	■修正後 【取組みの方向】 ①外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポート ・多言語による小・中学校の入学案内を送付し、外国籍児童・生徒の就学機会の確保を図ります。 ・外国籍児童・生徒の就学先調査により就学状況を個別に把握し、就学を促していきます。
51	2	3	101 102	106 107	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] 【主な事業】 ①外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポートに対応する主な事業がない。	■修正前 【主な事業】 別添2のとおり	■修正後 【主な事業】 別添2-2のとおり
52	2	4	107	112	文言の整理	■修正前 【取組みの方向】 ②誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに ・区民の身近なテーマを取り上げ、当事者参加型ワークショップを活用し、利用者、生活者の視点から、ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深めます。また、その結果をガイドブックにまとめ、関係者に配布するなど、さらなるユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。 (脚注27) ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無に関わらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具・建築物などのデザインのことを指します。	■修正後 【取組みの方向】 ②誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに ・区民の身近なテーマを取り上げ、区民参加型ワークショップを行い、利用者、生活者の視点から、ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深めます。また、その結果をガイドブックにまとめ、関係者に配布するなど活用して、さらなるユニバーサルデザインの普及啓発を図ります。 (脚注32) ユニバーサルデザインまちづくり・・・年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境をつくりあげるというユニバーサルデザインの理念に基づき、都市施設に関して、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし又は訪れることができるまちの実現を推進するための取組みを指します。
53	2	4	108	113	文言の整理	■修正前 【主な事業】 ②-1ユニバーサルデザインまちづくりの推進 【事業名・事業の概要】 ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインに基づき、つかいて、つくりて、行政の取組みにより、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。 【現況】・推進会議の開催 3回	■修正後 【主な事業】 ②-1ユニバーサルデザインまちづくりの推進 【事業名・事業の概要】 ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って、だれもが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい新宿のまちを実現していきます。 【現況】・推進会議等の開催 4回
54	2	4	111	116	文言の整理	■修正前 【主な事業】 ①みんなで進める交通安全 【事業の概要】 [交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であり、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施します。また、小学生向けに、正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施します。さらに、平成23年度からは中学生向けに、スタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。 【目標】 ・交通安全教室や自転車教室を継続して実施します。 ・交通安全総点検 毎年5~6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施していきます。 調査は、区立小学校全校に実施します。 (令和元年度~5年度の5か年で区立全小学校実施)	■修正後 【主な事業】 ①みんなで進める交通安全 【事業の概要】 [交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに、正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けに、スタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。 【目標】 継続して実施していきます。

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
55	2	4	114	119	文言の整理	<p>■修正前 【主な事業】 ①環境学習情報センターの運営 【現況】来館者数44,098人（通算来館者数474,324人） ②－2環境学習・環境教育の推進 【事業の概要】「環境教育ガイド」の活用等により、（以下略）</p>	<p>■修正後 【主な事業】 ①環境学習情報センターの管理運営 【現況】来館者数44,098人（通算来館者数は削除） ②－2環境学習・環境教育の推進 【事業の概要】「環境学習ガイド」の活用等により、（以下略）</p>
56	3	－	117	121	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	<p>■修正前 (2)本計画と第3章の関係 必須記載事項 1.教育・保育の提供区域設定 (略) 4.子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p>	<p>■修正後 (2)本計画と第3章の関係 必須記載事項 1.教育・保育の提供区域の設定 (略) 4.子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 5.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容</p>
57	3	－	117	121	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	<p>■修正前 (2)本計画と第3章の関係 出典：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府）</p>	<p>■修正後 (2)本計画と第3章の関係 出典：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府）</p>
58	3	－	120	124	文言の整理	<p>■修正前 (6)認可と確認 地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法に定める基準のほか、区が条例で定める基準³⁴に基づいて、その可否を判断します。（中間削除） 確認を受けた施設・事業者は、その運営に際しても、区が条例で定める基準³⁵及び国が定める基準³⁶に従って、教育・保育又は地域型保育や子ども・子育て支援を提供しなければなりません。</p>	<p>■修正後 (6)認可と確認 地域型保育事業の認可に際しては、児童福祉法に定める基準のほか、「新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、その可否を判断します。（中間削除） 確認を受けた施設・事業者は、その運営に際しても、「新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」及び国が定める基準に従って、教育・保育又は地域型保育や子ども・子育て支援を提供しなければなりません。</p>
59	3	－	122	126	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	<p>■修正前 (2)子どもの将来人口推移 図表 III-2子どもの年齢3区分別人口の推移</p>	<p>■修正後 (2)子どもの将来人口推移 図表 III-2子どもの年齢3区分別人口の推移 ※人口推計の更新に伴うグラフの修正</p>
60	3	－	122 ～ 125	126 ～ 129	文言の整理	<p>■修正前 (2)子どもの将来人口推移 図表 III-1～III-7の時点表示を出典に記載</p>	<p>■修正後 (2)子どもの将来人口推移 図表 III-1～III-7の時点表示を図表名の後に記載</p>
61	3	－	125	129	[次世代育成支援協議会部会での意見に基づく修正] (7)学童クラブの登録状況 学童クラブの登録状況について、定員を超える主な理由は、小学校6年生までに拡大されたことではない。	<p>■修正前 (7)学童クラブの登録状況 学童クラブの登録人数も、平成22年度以降増加しています。これは、小学校児童数や共働き世帯数の増加等が理由として考えられます。そのため、定員数を増やし、平成31年度には1,610人となっています。 図表下に、※平成27年度以降は、6年生まで対象を拡大しています。を新たに記載</p>	<p>(7)学童クラブの登録状況 学童クラブの登録人数は平成22年度以降増加しています。これは、小学校児童数や共働き世帯数の増加等が理由として考えられます。そのため、定員数を増やし、平成31年度には1,610人となっています。 図表下に、※平成27年度以降は、6年生まで対象を拡大しています。を新たに記載</p>

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
62	3	—	126 127	130 131	時点修正	<p>■修正前 (1) 就学前児童の教育・保育施設等 区立幼稚園 7 四ツ谷第六幼稚園</p> <p>認証保育所 9 ぴっころきっす西早稲田 10 フロンティアキッズ河田町</p>	<p>■修正後 (1) 就学前児童の教育・保育施設等 区立幼稚園 7 四谷第六幼稚園</p> <p>私立保育園 47 (仮称) ぴっころきっす西早稲田 48 (仮称) フロンティアキッズ曙橋 49 (仮称) フロンティアキッズ曙橋分園</p> <p>認証(保育所) 9 削除 10 削除 ※以降番号修正</p>
63	3	—	132	136	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	<p>■修正前 【西北地域】 今後、区全体では、令和3年度が就学前児童数のピークとして推計されていますが、西北地域に限っては、継続して就学前児童数の増加が見込まれており、増え続ける保育ニーズに対応するためには、今後もさらなる施設整備が必要であると見込まれます。</p>	<p>■修正後 【西北地域】 こうした整備の進捗の結果、区における就学前児童数に対する保育定員の割合は、3区域ともにほぼ同水準まで進んできています。今後は、この地域の就学前児童数の状況を詳細に検証した上で、地域内の保育ニーズに対応できなくなることが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を行います。</p>
64	3	—	133	—	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	<p>■修正前 5 各年度における教育・保育の量の見込み また本計画は、児童人口の推移や教育・保育の需要の変化等を考慮し、素案の作成から確定版の策定の間ににおける直近の人口推計や確保数の状況を反映して、数値について一定の見直しを行う予定です。</p>	<p>■修正後 削除(確定した数値を使用したため)</p>
65	3	—	—	138	[パブ・コメによる意見(No.102)に基づく修正] 第3章 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 5各年度における教育・保育の量の見込みの本計画で整備する施設・事業のところにある◆特定教育・保育施設と◆特定地域型保育事業の内容は、1子ども・子育て支援新制度の概要(4)教育・保育施設と地域型保育事業のところにある教育・保育施設(認可保育所・認定こども園・幼稚園)と地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)の内容と違うのか。また、名称が違うのか説明してほしい。	<p>■修正前 【本計画で整備する施設・事業】 掲載なし</p>	<p>■修正後 【本計画で整備する施設・事業】 ◆特定教育・保育施設 ※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法に基づき、区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を指します。この確認を受けずに私学助成の仕組みで運営を続ける私立幼稚園は、特定教育・保育施設には該当しません。 ◆特定地域型保育事業 ※特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援法に基づき、区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者のことを指します。</p>
66	3	—	134	138	[パブ・コメによる意見(No.103)に基づく修正] 第3章教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について5各年度における教育・保育の量の見込みで本計画における用語の内容のところに「4月1日現在の確保数(定員数)と内容」「年度末の確保数(定員数)と内容」を入れたらどうか。	<p>■修正前 本計画における用語の内容 ◆確保方策 量の見込みに対応する区の提供体制の確保の内容</p>	<p>■修正後 本計画における用語の内容 ◆4月1日現在の確保数(定員数) 当該年度4月1日現在の量の見込みに対応する提供体制の確保の内容 ◆年度末の確保数(定員数) 当該年度4月1日現在の確保数に、年度途中に開設した施設を加えた、量の見込みに対応する提供体制の確保の内容 ◆確保方策は削除</p>

No.	章	目標	素案 ページ	本計画 ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
67	3	—	134	138	[パブ・コメによる意見(No.104)に基づく修正] 第3章保育所等の量の見込みと確保数（定員数）のところにある3地域「東南地域」「中央地域」「西北地域」それぞれの確保方策の考え方を「令和6年度の待機児童ゼロを目指します。」という決意表明とともに記載してほしい。	■修正前 (1)保育所等の量の見込みと確保数（定員数） 確保方策の考え方 保育所等については、保育提供区域（3地域 以下、それぞれ「東南地域、中央地域、西北地域」という）ごとに量の見込みを算出し、これを継続的に満たせる計画的に保育施設を整備していきます。 今後の整備については、認可保育所の新規開設により保育定員を確保します。 保育提供区域ごとの量の見込み、確保数（定員数）は次のとおりです。	■修正後 (1)保育所等の量の見込みと確保数（定員数） 確保方策の考え方 保育所等については、保育提供区域（3地域 以下、それぞれ「東南地域、中央地域、西北地域」という）ごとに量の見込みを算出します。この見込みに対し、保育定員を継続的に確保できるよう、認可保育所の整備を基本とし、待機児童の解消を目指します。 保育提供区域ごとの量の見込み、確保数（定員数）は次のとおりです。
68	3	—	135 ～ 142	139 ～ 146	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 (1) 保育所等の量の見込みと確保数（定員数） (2) 幼稚園等の量の見込みと確保数（定員数） (3) 区全体の量の見込みと確保数（定員数） ※旧人口推計を基に算出	■修正後 (1) 保育所等の量の見込みと確保数（定員数） (2) 幼稚園等の量の見込みと確保数（定員数） (3) 区全体の量の見込みと確保数（定員数） ※新人口推計を基に算出
69	3	—	143	147	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 (1) 延長保育事業 量の見込み 令和2年度 2,242 令和3年度 2,258 令和4年度 2,257 令和5年度 2,244 令和6年度 2,238 確保方策 令和2年度 3,698 令和3年度 3,785 令和4年度 3,785 令和5年度 3,958 令和6年度 3,958	■修正後 (1) 延長保育事業 量の見込み 令和2年度 2,218 令和3年度 2,231 令和4年度 2,229 令和5年度 2,215 令和6年度 2,210 確保方策 令和2年度 3,712 令和3年度 3,934 令和4年度 4,009 令和5年度 4,115 令和6年度 4,172
70	3	—	145	149	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 量の見込み 令和2年度 2,679 令和3年度 2,705 令和4年度 2,709 令和5年度 2,701 令和6年度 2,701	■修正後 (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 量の見込み 令和2年度 2,651 令和3年度 2,673 令和4年度 2,679 令和5年度 2,667 令和6年度 2,667
71	3	—	146	150	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 (4) 地域子育て支援拠点事業 量の見込み 令和2年度 133,591 令和3年度 133,251 令和4年度 133,269 令和5年度 132,804 令和6年度 132,321	■修正後 (4) 地域子育て支援拠点事業 量の見込み 令和2年度 131,391 令和3年度 130,657 令和4年度 131,176 令和5年度 131,516 令和6年度 131,462
72	3	—	147	151	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 (5) ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業 量の見込み 令和2年度 79,360 令和3年度 80,789 令和4年度 80,675 令和5年度 80,040 令和6年度 79,882	■修正後 (5) ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業 量の見込み 令和2年度 79,019 令和3年度 80,461 令和4年度 79,926 令和5年度 78,735 令和6年度 78,350
73	3	—	148	152	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	■修正前 (5) ②①以外の一時預かり事業 量の見込み 令和2年度 46,820 令和3年度 47,311 令和4年度 47,269 令和5年度 46,894 令和6年度 46,706 確保方策 令和2年度 67,409 令和3年度 67,266 令和4年度 67,479 令和5年度 67,696 令和6年度 67,907	■修正後 (5) ②①以外の一時預かり事業 量の見込み 令和2年度 46,198 令和3年度 46,255 令和4年度 46,298 令和5年度 46,182 令和6年度 46,103 確保方策 令和2年度 66,983 令和3年度 67,200 令和4年度 67,413 令和5年度 67,630 令和6年度 68,446

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
74	3	—	149	153	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	<p>■修正前 (6) 病児保育事業 量の見込み 令和2年度 7,374 令和3年度 7,428 令和4年度 7,424 令和5年度 7,382 確保方策 令和6年度 7,362 令和2年度 7,435 令和3年度 7,492 令和4年度 7,549 令和5年度 7,606 令和6年度 7,664</p>	<p>■修正後 (6) 病児保育事業 量の見込み 令和2年度 7,296 令和3年度 7,340 令和4年度 7,330 令和5年度 7,287 確保方策 令和6年度 7,268 令和2年度 7,411 令和3年度 7,468 令和4年度 7,525 令和5年度 7,582 令和6年度 7,640</p>
75	3	—	150	154	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	<p>■修正前 (7) ファミリーサポート事業（就学後） 量の見込み 令和2年度 5,515 令和3年度 5,673 令和4年度 5,842 令和5年度 6,033 令和6年度 6,187</p>	<p>■修正後 (7) ファミリーサポート事業（就学後） 量の見込み 令和2年度 5,484 令和3年度 5,635 令和4年度 5,793 令和5年度 5,980 令和6年度 6,132</p>
76	3	—	154	158	新宿区自治創造研究所が公表した最新の人口統計を反映	<p>■修正前 (11) 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込み 令和2年度 2,530 令和3年度 2,519 令和4年度 2,506 令和5年度 2,498 令和6年度 2,487</p>	<p>■修正後 (11) 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込み 令和2年度 2,466 令和3年度 2,487 令和4年度 2,482 令和5年度 2,484 令和6年度 2,479</p>
77	3	—	—	161	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正	<p>■修正前 ページ新設</p>	<p>■修正後 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 (1) 施設等利用給付認定 認可外保育施設等の子ども・子育て支援施設等を利用する方が、利用料の上限額の範囲内で幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、教育・保育給付認定と同様に、保育を必要とする事由によって施設等利用給付認定を受ける必要があります。子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始された際には、事前に対象施設や広報により周知を行い、申請を促してきました。今後も、対象となる方が公平に施設等利用費の支給を受けられるよう、広く周知を行っていきます。 (2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認 子ども・子育て支援施設等のうち、認可外保育施設等を利用する場合の施設等利用費の受給にあたっては、施設又は事業を行う者からの申請に基づく区の確認を受けた施設等である必要があります。令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始された際は、対象となる施設からの申請を受け付け、確認を行いました。今後新たに事業を開始する者に対しては、丁寧な周知を行うとともに、申請のない施設又は事業者には勧奨を行う等、要件を満たす保護者の経済的負担の軽減に繋がるよう、東京都と連携し、適切な確認を行っていきます。 (3) 施設等利用費の支給 施設等利用給付認定を受けた保護者にとって、費用の請求については新たに生じる手続きとなります。区では、請求の際に必要な添付書類である領収証等を簡素化するとともに、複数の施設や事業を利用した場合でも請求先窓口を一元化するなど、わかりやすい仕組みを作ることで、保護者の利便性を高めています。このことは、施設等利用費の過誤払いの防止にもつながることから、公正かつ適正な給付事務を確保していきます。 (4) 指導監督の実施 これまで、特定教育・保育施設等に加えて、東京都認証保育所に対して、指導監査及び立ち入り調査を行っています。特定子ども・子育て支援施設等については、東京都が実施する立ち入り調査及び巡回指導に立ち合い、保育の実施状況の把握と必要な助言を行っています。今後は、特定子ども・子育て支援施設等を安心して利用できるよう、区としても東京都と連携しつつ、巡回指導を実施できる体制を整備していきます。</p>
78	参考資料	—	157 ～ 183	163 ～ 189	時点修正	<p>■修正前 平成30年度の事業名・主な事業内容</p>	<p>■修正後 令和2年度の事業名・主な事業内容</p>

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
79	参考資料	—	157	163	文言の整理	<p>■修正前 4「子どもの施策への参画促進」 [小学生・中学生フォーラムの実施]：次代を担う小・中学生が、日頃の生活の中で感じていることを、区長等と意見交換することにより、区政に対する関心や意識を高めていきます。 [施策への参画]：子どもが参画可能な施策(児童館・児童コーナー、中高生スペースの設置・公園の改修計画への参加等)において子どもの参画を促していきます。</p>	<p>■修正後 4「子どもの施策への参画促進」 [小学生・中学生フォーラムの実施]：未来を担う小・中学生が、区政や身の回りのことなど自由なテーマで調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う体験を通して区政に対する参画意欲を高めていきます。 [施策への参画]：児童館等における子ども会議への参加・公園の改修計画への参加等において、子どもの参画を促していきます。</p>
80	参考資料	—	157	163	文言の整理	<p>■修正前 8「子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口）」 子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所が、区の虐待通告の窓口として、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。</p>	<p>■修正後 6「子どもと家庭の総合相談（虐待の総合窓口）」 子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。関係機関や児童相談所との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。</p>
81	参考資料	—	—	164	説明の加筆	<p>■修正前 掲載なし</p>	<p>■修正後 9「要支援家庭を対象とした子どもショートステイ」 保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育状態により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において養育が一時的に困難になった場合、施設において児童の養育を行い、養育状況の改善を目指した保護者への支援を行います。</p>
82	参考資料	—	160	166	文言の整理	<p>■修正前 29「スクール・コーディネーターの活動」 すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 また、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域団体やNPO、地域の企業、大学等への呼び掛けで学校運営協議会と地域との連絡会を開催し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。 さらに、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。</p>	<p>■修正後 30「スクール・コーディネーターの活動」 地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。</p>
83	参考資料	—	160	—	文言の整理	<p>■修正前 「放課後等学習支援」（事業内容省略）</p>	<p>■修正後 削除（「スクール・コーディネーターの活動」へ統合）</p>
84	参考資料	—	161	166	文言の整理	<p>■修正前 33「ICTを活用した教育の充実」 区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用ICT機器（プロジェクタ・実物投影機・ノートパソコン）について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すため、より使いやすく、より教育効果の高い最新のICT機器に更新します（特別教室・少人数教室）。 また、新学習指導要領に対応するため、最新のICT機器を活用し、新学習指導要領に対応したデジタル教材やプログラミング教育等の研究を行います。</p>	<p>■修正後 25「ICTを活用した教育の充実」 区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用ICT機器（プロジェクタ・実物投影機・タブレットパソコン）について、授業の質的向上を図り、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すため、より使いやすく、より教育効果の高い授業となるよう取り組みます。 また、新学習指導要領に対応したデジタル教材の導入やプログラミング教育等を推進します。</p>

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
85	参考資料	—	161	167	文言の整理	■修正前 35「ICTを活用した英語教育の推進」 小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、英語の習得と国際感覚の醸成のため、全小学校にデジタル教材を導入	■修正後 34「ICTを活用した英語教育の推進」 小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、 コミュニケーション能力の向上 に向けて、全小学校にデジタル教材を導入
86	参考資料	—	162	168	文言の整理	■修正前 44「巡回指導・相談体制の充実」 専門家が各学校・幼稚園を巡回し、	■修正後 43「 学校における巡回指導・相談体制の充実 」 専門家が 各小学校・中学校 を巡回し、
87	参考資料	—	157	169	文言の整理	■修正前 5「未来を担うジュニアリーダーの育成」 地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発掘と育成を図ります。また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自主性、協調性を育み、「生きる力」の充実を図ります。	■修正後 51「未来を担うジュニアリーダーの育成」 地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。
88	参考資料	—	162	169	文言の整理	■修正前 50「プレイパーク活動の推進」 区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体・NPO法人への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。	■修正後 52「プレイパーク活動の推進」 区内の公園でプレイパーク活動を行う 任意団体への支援 により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、 広報等による周知活動の支援 を行います。
89	参考資料	—	162	—	文言の整理	■修正前 49「中学校への特別支援教室の開設」 発達障害等のある生徒が、それぞれの障害の特性の応じた指導を在籍校で受けられるよう、平成30年度は中学校3校に特別支援教室を設置するとともに、全校実施に向けた施設整備を行い、発達障害等のある生徒への指導の一層の充実を図ります。	■修正後 削除(全校で開設済みのため)
90	参考資料	—	163	170	文言の整理	■修正前 58「学校図書館の充実」 また、平成29年度から実施している学校図書館の放課後等開放のモデル実施をふまえ、平成31年度の全小学校での実施に向け環境を整備します。	■修正後 60「学校図書館の充実」 また、 放課後等に自学自習や調べ学習が可能となる環境を充実させるため 、令和元年度から学校図書館の放課後等開放を小学校 29校 で実施しています。
91	参考資料	—	164	170	文言の整理	■修正前 65「幼児食教室」 1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話を行います。	■修正後 67「1歳児食事講習会」 1歳児の保護者を対象に、 口腔機能の発達 を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話 と試食 を行います。
92	参考資料	—	164	170	文言の整理	■修正前 72「メニューコンクール」 区民を対象としたメニューコンクールを実施し、公募のメニューから優秀作品を選出し表彰します。	■修正後 70「メニューコンクール」 小学生以下の子どもとその家族や中学生 を対象に、オリジナルメニューを公募し、優秀作品を表彰します。
93	参考資料	—	—	170	説明の加筆	■修正前 掲載なし	■修正後 71「食育講演会」 健全な食生活が実践できるよう、また、食に関する活動に役立ててもらうことを目的として講演会を行います。
94	参考資料	—	164	170	文言の整理	■修正前 70「児童館等の職員への食育研修」 日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育に関する研修を行い、各館での食育事業の充実や、子どもへの適切なアドバイスができるようにします。	■修正後 72「児童館等の職員への食育研修」 日々子どもと接している児童指導員を対象に、 食育事業の充実 を図れるよう、 子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修 を行います。

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
95	参考資料	—	164	171	文言の整理	■修正前 71「食育講座」 地域グループや児童館等で食育に関する講習を開催し、食に関する基本的な知識や、料理作り・会食などの体験を通して食育ボランティア等と食育の普及啓発を行います。	■修正後 73「食育講座」 児童館等からの要望に応じて、親子クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。
96	参考資料	—	164	171	文言の整理	■修正前 68「保育園・子ども園での食育の推進」 食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培います。	■修正後 74「保育園・子ども園での食育の推進」 子どもたちに栄養バランスや食事のマナー、調理器具など11のテーマを用意し、各園のオーダーで栄養士が保育士、看護師、調理員とともに実施します。
97	参考資料	—	165	172	文言の整理	■修正前 83「妊婦健康診査」 妊娠婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行います。	■修正後 90「妊婦健康診査」 委託医療機関において、妊娠中の健康診査を行うことで、妊娠婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。
98	参考資料	—	165	172	文言の整理	■修正前 81「出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）」 妊娠・乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待予防を図るために、すべての妊婦が、二審期から保健師等の看護職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。支援が必要な妊婦には新プランを作成するとともに、母子保健サービス等を実施する関係機関と連携した継続的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目なく支援していきます。	■修正後 92「出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）」 全ての妊婦が妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、支援が必要な妊婦は継続的に支援していきます。
99	参考資料	—	165	172	文言の整理	■修正前 80「はじめまして赤ちゃん応援事業」 妊婦とおむね3~4か月児までの子を持つ母親を対象に、心理職等による講話、助産師・保健師による相談、グループで情報交換等を行います。	■修正後 93「はじめまして赤ちゃん応援事業」 妊婦とおむね3~4か月児までの子を持つ母親を対象に、 母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。
100	参考資料	—	165	173	文言の整理	■修正前 88「子育て世代のストレスマネジメント講習会」 ストレス対処法において心理職によるミニ講座を行い、	■修正後 98「子育て世代のストレスマネジメント講話」 ストレス対処法において ミニ講話 を行い、
101	参考資料	—	—	173	説明の加筆	■修正前 掲載なし	■修正後 102「新生児聴覚検査」 聴覚障害の早期発見・早期療育のため、出産後早期に新生児聴覚検査を実施します。また受診状況を把握し、支援が必要な児と保護者を、継続的に支援していきます。
102	参考資料	—	—	174	説明の加筆	■修正前 掲載なし	■修正後 108「小児平日・土曜日夜間診療」 平日・土曜日の夜間に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。
103	参考資料	—	—	174	説明の加筆	■修正前 掲載なし	■修正後 109「休日診療」 日曜・祝日・年末年始に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。
104	参考資料	—	—	174	説明の加筆	■修正前 掲載なし	■修正後 118「健康相談」 保健センターでは、思春期からのこころと体の相談を「精神保健相談」などで受けています。女性の健康支援センター（四谷保健センター内）では、思春期からの女性のこころと体の健康について電話、面接で隨時相談を受けています。

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
105	参考資料	—	167	175	文言の整理	■修正前 108「一時保育の充実」 緊急の事情（出産・病気等）や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、	■修正後 122「一時保育の充実」 緊急の事情（出産・病気・裁判員として従事等）や育児疲れの解消・会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、
106	参考資料	—	168	175	文言の整理	■修正前 114「ひろば型一時保育の充実」 身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内します。	■修正後 126「ひろば型一時保育の充実」 身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。（以降削除）
107	参考資料	—	168	175	文言の整理	■修正前 112「ファミリーサポート事業」 子育ての援助を行いたい人（提供会員）と（中略）運営しています。病児・病後児の預り事業も行っています。	■修正後 127「ファミリーサポート事業」 子育ての援助を行いたい人（提供会員）と（中略）運営しています。（最終文削除）
108	参考資料	—	168	175	文言の整理	■修正前 115「子どもショートステイ」 病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります（利用対象は0歳から小学生までの子ども）。 從来の子どもショートステイ事業に加え、保護者の強い育児疲れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、児童の生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、児童の養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行います。	■修正後 129「子どもショートステイ」 病気、出産、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります（利用対象は0歳から18歳未満の子ども）。（以降削除）
109	参考資料	—	168	175	文言の整理	■修正前 116「トワイライトステイ事業」 夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生後6か月～小学生までの児童を、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。	■修正後 130「トワイライトステイ事業」 夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生後6か月～18歳未満の子どもを、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。
110	参考資料	—	168	176	文言の整理	■修正前 120「子育て支援コーディネート体制の充実」 児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図ります。	■修正後 134「子育て支援コーディネート体制の充実」 利用者支援事業及び子どもと家庭の総合相談に従事する区職員のコーディネート能力や専門性を向上させる研修等を通じて、子育て支援コーディネート体制の充実を図ります。
111	参考資料	—	168	176	文言の整理	■修正前 121「子育て訪問相談事業」 豊富な経験に基づく保育実務経験者による訪問相談を行います。	■修正後 135「子育て訪問相談事業」 豊富な経験に基づく相談員による訪問相談を行います。
112	参考資料	—	169	176	文言の整理	■修正前 125「乳幼児親子の居場所づくり」 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター二葉、地域子育て支援センター原町みゆき、NPO法人ゆったりーの、区立保育園、子ども園、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。 126「地域子育て支援事業」 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等、子どもと家庭への総合的な支援を実施します。	■修正後 139「地域子育て支援拠点事業」 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立保育園、子ども園など、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。 140「利用者支援事業」 子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉・ゆったりーのにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行います。

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
113	参考資料	—	169	—	文言の整理	■修正前 129「まちの子育てバリアフリーの推進」 (事業内容省略)	■修正後 削除 （事業を移動して統合したため）
114	参考資料	—	169	176	[次世代育成支援協議会での意見に基づく修正] 139「地域子育て支援拠点事業」 妊娠期から事業を実施しているので、入れてほしい。	■修正前 139「地域子育て支援拠点事業」 (略)子ども園など、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。	■修正後 139「地域子育て支援拠点事業」 (略)子ども園など、地域の身近な場所で、 妊娠期から 子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。
115	参考資料	—	169	177	文言の整理	■修正前 130「子育て支援情報の配信」 区が提供するスマートフォンアプリで、登録した子どもの月齢や地域に合わせた子育て情報（健診、予防接種、各種イベント等）を配信します。	■修正後 143「子育て支援情報の配信」 スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」 により、 妊娠期から未就学児を対象に 、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報（健康診断、予防接種、各種イベント等）を配信します。また、乳幼児を連れての外出時に便利な店舗や施設を紹介する「子育て応援ショップ&マップ」機能も、アプリから利用することができます。
116	参考資料	—	169	—	文言の整理	■修正前 132「小・中学校のホームページの充実」 学校ごとに開設した特色あるホームページを充実させ、学校の情報を地域に提供するほか、他校との交流を深め、情報教育を推進します。	■修正後 削除 （全校で実施済みのため）
117	参考資料	—	171	178	文言の整理	■修正前 143「保育園・子ども園（保育園機能）・地域型保育施設保護者の保育料負担軽減」 所得の多寡に関わらず、保育園等に在籍する未就学児の兄姉がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。 約年収600万円以下の世帯については、生計を一にする兄姉がいる場合、第2子の保育料を半額、第3子以降を全額公費負担とします。また、ひとり親家庭等の世帯については、第1子の保育料を半額、第2子以降を全額公費負担とします。	■修正後 154「保育園・子ども園等の保護者の負担軽減」 子育て世帯の負担軽減の観点から、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの非課税世帯の子どもに係る保育園・子ども園等の保育料を無償化します。また、認証保育所等の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。
118	参考資料	—	171	178	文言の整理	■修正前 144「子ども園（幼稚園機能）保護者の保育料負担軽減」 所得の多寡に関わらず、小学校3年生以下の兄姉がいる場合、第2子の保育料を減額、第3子以降を全額公費負担とします。 約年収600万円以下の世帯については、生計を一にする兄姉がいる場合、第2子の保育料を減額、第3子以降を全額公費負担とします。また、ひとり親家庭等の世帯については、第1子の保育料を減額、第2子以降を全額公費負担とします。	■修正後 155「保育園・子ども園等の保護者の多子世帯負担軽減」 多子世帯の負担を軽減するため、保育園・子ども園等の保育料について、一定の要件のもとで、第2子半額、第3子以降無償とします。また、認証保育所については、第3子以降のほか、第2子についても多子世帯に係る助成を実施します。
119	参考資料	—	172	180	文言の整理	■修正前 168「私立認可保育所の整備」 (事業内容省略)	■修正後 179「認可保育所等の整備」 (事業内容は変更なし)
120	参考資料	—	173	180	文言の整理	■修正前 169「認証保育所への認可化移行支援」 認可保育所への移行を希望する区内認証保育所に対し、移行にあたっての課題の抽出とその解決のための助言、認可に向けた具体的な手続等を支援します。	■修正後 180「認証保育所への認可化移行支援」 認証保育所は様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることが可能な施設形態であり、こうしたことも踏まえながら、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
121	参考資料	—	173	180	文言の整理	<p>■修正前 170「地域型保育事業等」 家庭的雰囲気で保育を行う家庭的保育事業、学校施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム等、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図り、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠を拡大し、多様な保育ニーズに対応していきます。</p>	<p>■修正後 181「地域型保育事業等」 家庭的雰囲気で保育を行う家庭的保育事業、学校施設等を活用した保育ルーム、会社等の事業主が設置する事業所内保育所、居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業で保育ニーズの高い0歳から2歳児の受入枠を確保しています。認可保育所等と連携し、質の向上に努めています。</p>
122	参考資料	—	173	180	文言の整理	<p>■修正前 171「特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】」 就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に応え、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備します。延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図っていきます。</p>	<p>■修正後 182「特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】」 保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。</p>
123	参考資料	—	173	180	文言の整理	<p>■修正前 172「定期利用保育の実施」 パートタイム勤務などの短時間就労等で、複数月継続して保育を必要とする方のお子さんをお預かりします。「専用室型定期利用保育」では生後6か月から、4歳児・5歳児の定員・保育室に余裕がある保育園で実施する「空き保育室型定期利用保育」では満2歳以降（離乳食完了児）のお子さんが対象となります。なお、専用室型定期利用保育については、一時保育と併せて実施します。</p>	<p>■修正後 183「定期利用保育の実施」 パートタイム勤務等の短時間（月48時間以上）就労を常態としている方の健康で集団保育が可能な子どもを複数月継続して保育します。また、2日以上利用の曜日固定型で、保育料は応能負担としています。</p>
124	参考資料	—	174	181	文言の整理	<p>■修正前 179「子ども園における預かり保育の充実」 教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を、子ども園で実施します。</p>	<p>■修正後 191「子ども園における預かり保育の充実」 子ども園において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。</p>
125	参考資料	—	177	185	文言の整理	<p>■修正前 223「日本語サポート指導」 また、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。 さらに、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。</p>	<p>■修正後 246「日本語サポート指導」 また、日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。さらに、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動の参加に支障が生じている中学校3年生を対象に、「話す・聞く・書く・読む」に特化した日本語サポート指導を行い、進学等を支援します。</p>
126	参考資料	—	178	186	文言の整理	<p>■修正前 228「家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ）」 区内で子育てに関する活動を行う地域団体の取組み、発表や交流、情報交換の場として「新宿子育てメッセ」を開催します。</p>	<p>■修正後 251「家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ）」 新宿子育てメッセ実行委員が区民に対して、日常の活動の成果を展示・発表することにより、子育て支援に寄与する場として「新宿子育てメッセ」を開催します。</p>
127	参考資料	—	178	186	文言の整理	<p>■修正前 234「北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）」 区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を実施します。</p>	<p>■修正後 253「北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）」 地域住民が主体となるNPO法人が、利用者とアイデアを出し合い、自主的な子育て支援事業を実施します。</p>
128	参考資料	—	178	186	文言の整理	<p>■修正前 230「青少年活動推進委員の活動」 次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として委嘱した、青少年活動推進委員により、様々な体験活動を実施しています。青少年の主体性を養い、家庭や地域の大人们の教育力向上支援や、青少年を取り巻く環境づくりを行います。</p>	<p>■修正後 254「青少年活動推進委員の活動」 次代を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年の体験活動の充実や、青少年の生活の中心である家庭の教育環境の向上を図るために活動しています。</p>

No.	章	目標	素案ページ	本計画ページ	修正項目・修正理由 等	計画素案（修正前）	計画案（修正後）
129	参考資料	—	179	186	文言の整理	■修正前 236「地域の子育て支援力の向上支援」 (事業内容省略)	■修正後 259「子育て支援者養成事業」 (内容は変更なし)
130	参考資料	—	179	187	文言の整理	■修正前 242「区有施設における子育てバリアフリーの推進」 区有施設における授乳可能なスペース等の情報を区公式ホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進します。	■修正後 267「子育て応援ショップの登録促進」 子どもを連れた人へ配慮する取組みを行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ」として登録し、ステッカーの交付やホームページでの店舗等のPRを行います。また、区有施設における授乳可能なスペース等の情報とともに、ホームページやスマートフォンアプリで検索できるようにします。 親子で外出しやすいまちづくりを通じて、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。
131	参考資料	—	179	187	文言の整理	■修正前 243「交通バリアフリーの整備促進」 交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区）の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していきます。	■修正後 268「交通バリアフリーの基盤整備」 バリアフリー法に基づき、区内全域を対象とした移動等円滑化促進方針の策定を行います。また、ホームドア設置補助等により、鉄道駅のバリアフリー化を推進していきます。
132	参考資料	—	179	187	文言の整理	■修正前 245「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」 ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン及びユニバーサルデザインガイドブックを活用して、ユニバーサルデザインの普及・啓発を図り、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。	■修正後 269「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」 ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン及び（仮称）新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの普及啓発や施設整備を図り、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。
133	参考資料	—	180	187	文言の整理	■修正前 246「みんなで進める交通安全」 [交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施します。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施します。さらに、平成23年度からは中学生向けに、スタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。	■修正後 271「みんなで進める交通安全」 [交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに、正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けに、スタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。
134	参考資料	—	180	188	文言の整理	■修正前 254「環境学習情報センターの運営」 (事業内容省略)	■修正後 279「環境学習情報センターの管理運営」 (内容は変更なし)
135	参考資料	—	180	188	文言の整理	■修正前 257「環境学習・環境教育の推進」 「環境教育ガイド」の活用等により、～	■修正後 281「環境学習・環境教育の推進」 「環境学習ガイド」の活用等により、～
136	参考資料	—	181	189	文言の整理	■修正前 261「高齢者や障害者等の住まいの安定確保」 高齢者、障害者及びひとり親世帯で、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する世帯に、保証会社をあつ旋し、初回保証料を助成します。また、あつ旋を受けずに保証会社と契約した場合で、一定の条件に該当した世帯にも初回保証料を助成します。	■修正後 286「高齢者や障害者等の住まいの安定確保」 高齢者、障害者及びひとり親世帯で、一定の条件に該当する世帯が、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する場合に、保証会社をあつ旋し、保証料の一部を最長10年間助成します。なお、あつ旋を受けずに保証会社と契約した場合にも保証料を助成します。そして、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会において、構成する団体間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居の促進に取り組んでいきます。

③子どもの貧困問題に向けた取組み

【現状と課題】

(1) 国の状況

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査（平成28年）」によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもは13.9%となり、前回調査の16.3%から改善しましたが、子どもの7人に1人が貧困の状態にあります。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱*」が閣議決定されました。

大綱には当面の重点施策として、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれぞれに対する生活の支援、保護者に対する就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等が掲げられています。

また、令和元年6月、対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、目的や基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、地方公共団体による取組の充実等について明記されました。さらに、法改正を踏まえ新たに策定される「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。

*本計画では、基本的に「子ども」と表記していますが、「子供の貧困対策に関する大綱」に関連する記載については、原文に沿って「子供」と表記しています。

子供の貧困対策に関する大綱について(平成26年8月29日閣議決定)

【目的・理念】

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが「夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校進学率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数
- ひとり親家庭の親の就業率
- 子供の貧困率など、25の指標

重点施策

- 教育の支援
- 生活の支援
- 経済的支援
- 保護者に対する就労の支援
- 子供の貧困に関する調査研究等
- 施策の推進体制等

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

(2) 区の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、区は、子どもの貧困に関する施策の実際の担い手として、地域の実情にあった施策の推進体制を検討することが課題となりました。

区はこれまで、支援を必要とする家庭に対して、各種手当や学習支援、生活支援、就労支援等を担当するそれぞれの部局が、個別に家庭との相談を通じてそれぞれが支援を行ってきました。一方、家庭の状況や区の施策メニューが多様化する中、区は、支援を必要としている家庭の個々の状況に応じた、きめ細かな支援をコーディネートすることが求められています。

未来を担う子どもたちが、希望を持って成長するためには、全ての子どもが教育、食事、体験等の機会を十分に持ち、安心できる環境を整えることが重要です。

そのため、区、関係機関、区民や地域団体等が連携して支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、貧困が世代を超えて連鎖することへの防止をしなければなりません。

【取組みの方向】

①全庁での総合的な取組み（子どもの貧困対策検討連絡会議の運営）

区の関係部局が子どもの貧困対策に連携して取り組み、支援を必要としている家庭に、きめ細かな支援を総合的に行うための推進体制として、平成27年10月に「子どもの貧困対策検討連絡会議」を設置しました。

子どもの貧困対策検討連絡会議は、子ども家庭部、総合政策部、地域振興部、福祉部、健康部、教育委員会等関係部局が連携して、子どもの貧困対策に関する課題の整理、実態の把握、情報の共有、指標の確認や事業の進捗管理等を行っています。

②子どもの貧困対策に資する事業の推進

支援を必要とする家庭に総合的な支援を行うために、区ではこれまで行ってきた支援を「子どもの貧困対策に資する」という視点で整理し、国の大綱の柱である「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」等に分類し進捗管理をしています。

引き続き、子どもの貧困対策に資する事業を全庁で展開し推進するとともに、この一覧を学校、PTA、地域で子どもと子育て家庭を支援する区民や団体等と共有し、支援を必要としている家庭が必要な事業を円滑に利用できるように努めます。

③わかりやすい情報の発信と周知の充実（子育て支援施策ガイド等の発行）

子育て支援に関する情報を広報やホームページ等で提供するほか、主に乳幼児期の子どものいる家庭に「新宿はっぴー子育てガイド」を作成、配付し、情報を発信しています。

また、学齢期以降のお子さんのいる家庭を対象として、平成30年度より新たに、「子育て支援施策ガイド」を作成し、区立小・中学校を通じて配付しています。

「子育て支援施策ガイド」は、区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成します。

今後も様々な手法により子育て支援に関する情報を発信し、区の相談窓口や施策の周知に努めます。

④子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり

地域で安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、子どもや子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、子どもの成長を地域で応援し支えることが重要です。区は、学校やPTA、民生委員・児童委員や地区青少年育成委員会等地域で子どもの育ちを支援する区民や団体等と連携し、支援を必要としている子どもや子育て家庭を地域で支えるまちづくりを推進します。

⑤指標の設定と実施状況等の確認

区は、子どもの貧困対策の関係施策の実施状況や対策の効果を検証・評価するため、「新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標*」を設定しました。国が大綱において定めた指標のうち区の状況と比較できる16項目に、区が独自に設定した8項目を加えた計24項目を区の指標としています。

毎年、これに基づいて施策の実施状況や効果等の把握・検証を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

*指標は「子供の貧困に関する大綱」の見直し等に対応し、今後追加・修正する可能性があります。

新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標（24項目）

【国の状況と区の状況を比較できる16項目】

- | | |
|---|--------------------------|
| ・生活保護世帯に属する子ども | ・⑪中学校卒業後就職率 |
| ①高等学校等進学率 | ・学校で就学援助制度の書類を配付している割合 |
| ②高等学校等中退率 | ⑫毎年度の進級時 |
| ③大学進学率 | ⑬入学時 |
| ④就職率（中学校卒業後） | ・⑭すくすく赤ちゃん訪問実施率 |
| ⑤就職率（高等学校等卒業後） | ・歯科検診 |
| ・⑥スクールソーシャルワーカーの配置人数 | ⑮むし歯ありの判定を受けた子どもの割合（小学生） |
| ・スクールカウンセラーの配置割合 | ⑯未処置のむし歯がある子どもの割合（小学生） |
| ⑦小学校の割合 | |
| ⑧中学校の割合 | |
| ・全国学力調査の意識調査（自尊感情に関する項目
『自分には、よいところがあると思うか』） | |
| ⑨小学生の割合 | |
| ⑩中学生の割合 | |

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

【区が設定した8項目】

- ①就学援助率
- ②出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）における看護職による妊婦との面接率
- ③子どもの朝ごはん摂取率（小学4年生）
- ④子どもの朝ごはん摂取率（中学2年生）
- ⑤虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率
- ⑥ひとり親家庭自立支援促進事業における就学支援により、就労形態が正社員または常勤となった者の割合
- ⑦区内で活動している子ども食堂等の数（チラシ配付等区が何等かの支援を行っている活動）
- ⑧子ども未来基金を活用した助成活動数

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
②-1 生活保護受給世帯の小学生等の地域生活自立支援 生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室等実施回数 264回 ・参加人数：延べ361人（実支援者数25人／年） 	小・中学生とその保護者を対象とした支援者数 40人/年（令和2年度）
②-2 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境整備支援費支給実績 高校生 27人 中学生 33人 小学生 28人 	自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。
②-3 生活困窮世帯の中学生等への学習支援 生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生学習支援者数 36人 ・高校生定着支援者数 5人 	自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。
②-4 就学援助 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経	就学援助の実施 認定者数 2,522人 [内訳] 小学校 1,655人（要保護	継続して実施しています。

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

事業名・事業の概要	現況	目標
済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	136人、準要保護1,519人) 中学校867人（要保護79人、準要保護788人）	
③支援施策ガイドの作成・配付 支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。	区立小・中学生全世帯等へ向けた子育て支援施策ガイドの作成配付	継続して実施していきます。

③子どもの貧困問題に向けた取組み

【現状と課題】

(1) 国の状況

国が3年に一度実施している「国民生活基礎調査（平成28年）」によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもは13.9%となり、前回調査の16.3%から改善しましたが、子どもの7人に1人が貧困の状態にあります。貧困世帯の子どもは十分な教育を受ける機会を失うことが多く、進学や就職が不利になりがちで、こうした世代間の連鎖を解消させることが喫緊の課題となっています。

平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱＊」が閣議決定されました。

大綱には当面の重点施策として、学習支援や教育費負担軽減を内容とする教育の支援、保護者と子どものそれぞれに対する生活の支援、保護者に対する就労の支援、児童手当や貸付金の拡充等の経済的支援、子どもの貧困に関する調査研究等が掲げられ、**25項目の子供の貧困に関する指標が設定されました。**

また、令和元年6月、対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、目的や基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充、地方公共団体による取組の充実等について明記されました。

さらに、法改正を踏まえ、令和元年11月に新たな大綱が策定されました。新大綱では、「高等学校等における修学継続のための支援」「親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援」「ひとり親に対する就労支援」「児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施」等を重点施策とし、**39項目の指標を設定して、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。**

子供の貧困対策に関する新大綱（概要）

【目的・理念】

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率
など、39の指標

重点施策

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 経済的支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子供の貧困に関する調査研究等

施策の推進体制等

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

新大綱に定める「子供の貧困対策に関する指標項目」(39項目)

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ・生活保護世帯に属する子供 | ・電気、ガス、水道料金の未払い経験 |
| ①高等学校等進学率 | ②ひとり親世帯 ※ |
| ②高等学校等中退率 | ③子供がある全世帯 ※ |
| ③大学等進学率 | ・食料又は衣服が買えない経験 |
| ・児童養護施設の子供 | ④ひとり親世帯 ※ |
| ④進学率（中学校卒業後） | ⑤子供がある全世帯 ※ |
| ⑤進学率（高等学校等卒業後） | ・子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいない
と答えた人の割合 |
| ・ひとり親家庭の子供 | ⑥ひとり親世帯 ※ |
| ⑥就園率（保育所・幼稚園等） | ⑦等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 ※ |
| ⑦進学率（中学校卒業後） | ・ひとり親家庭の親 |
| ⑧進学率（高等学校等卒業後） | ⑧就業率（母子世帯） |
| ・全世帯の子供 | ⑨就業率（父子世帯） |
| ⑨高等学校中退率 ※ | ⑩正規の職員・従業員の割合（母子世帯）※ |
| ⑩高等学校中退者数 ※ | ⑪正規の職員・従業員の割合（父子世帯）※ |
| ・スクールソーシャルワーカーによる対応 | ・子供の貧困率 |
| 実績のある学校の割合 | ⑫国民生活基礎調査 |
| ⑪小学校 ※ | ⑬全国消費実態調査 ※ |
| ⑫中学校 ※ | ・ひとり親世帯の貧困率 |
| ・スクールカウンセラーの配置率 | ⑭国民生活基礎調査 |
| ⑬小学校 | ⑮全国消費実態調査 ※ |
| ⑭中学校 | ・ひとり親家庭のうち養育費についての
取決めをしている割合 |
| ・⑯就学援助制度に関する周知状況 ※ | ⑯母子世帯 ※ |
| ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の
実施状況 | ⑰父子世帯 ※ |
| ⑯小学校 ※ | ・ひとり親家庭で養育費を受け取っていない
子供の割合 |
| ⑰中学校 ※ | ⑱母子世帯 ※ |
| ・高等教育の修学支援新制度の利用者数 | ⑲父子世帯 ※ |
| ⑲大学 ※ | |
| ⑳短期大学 ※ | |
| ㉑高等専門学校 ※ | |
| ㉒専門学校 ※ | |

※新大綱において、追加修正された指標

*本計画では、基本的に「子ども」と表記していますが、「子供の貧困対策に関する大綱」に関連する記載については、原文に沿って「子供」と表記しています。

(2) 区の状況

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、区は、子どもの貧困に関する施策の実際の担い手として、地域の実情にあった施策の推進体制を検討することが課題となりました。

区はこれまで、支援を必要とする家庭に対して、各種手当や学習支援、生活支援、就労支援等を担当するそれぞれの部局が、個別に家庭との相談を通じてそれが支援を行ってきました。一方、家庭の状況や区の施策メニューが多様化する中、区は、支援を必要としている家庭の個々の状況に応じたきめ細かな支援をコーディネートすることが求められています。

未来を担う子どもたちが、希望を持って成長するためには、全ての子どもが教育、食事、体験等の機会を十分に持ち、安心できる環境を整えることが重要です。

そのため、区、関係機関、区民や地域団体等が連携して支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、**現在の状況を改善するとともに、貧困が世代を超えて連鎖することを防止しなければなりません。**

【取組みの方向】

①全庁での総合的な取組み（子どもの貧困対策検討連絡会議の運営）

区の関係部局が子どもの貧困対策に連携して取り組み、支援を必要としている家庭に、きめ細かな支援を総合的に行うための推進体制として、平成27年10月に「子どもの貧困対策検討連絡会議」を設置しました。

子どもの貧困対策検討連絡会議は、子ども家庭部、総合政策部、地域振興部、福祉部、健康部、教育委員会等関係部局が連携して、子どもの貧困対策に関する課題の整理、実態の把握、情報の共有、指標の確認や事業の進捗管理等を行っています。

②子どもの貧困対策に資する事業の推進

支援を必要とする家庭に総合的な支援を行うために、区ではこれまで行ってきた支援を「子どもの貧困対策に資する」という視点で整理し、国の大綱の柱である「教育の支援」「**生活の安定に資するための支援**」「**保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**」「**経済的支援**」等に分類して一覧とし、進捗管理をしていきます。引き続き、子どもの貧困対策に資する事業を全庁で展開し推進するとともに、この一覧を学校、PTA、地域で子どもと子育て家庭を支援する区民や団体等と共有し、支援を必要としている家庭が必要な事業を円滑に利用できるように努めます。

③わかりやすい情報の発信と周知の充実（子育て支援施策ガイド等の発行）

子育て支援に関する情報を広報やホームページ等で提供するほか、主に乳幼児期の子どものいる家庭に「新宿はっぴー子育てガイド」を作成、配付し、情報を発信しています。

また、学齢期以降のお子さんのいる家庭を対象として、平成30年度より新たに、「子育て支援施策ガイド」を作成し、区立小・中学校を通じて配付しています。

「子育て支援施策ガイド」は、区の主な事業と相談窓口を一覧にしたもので、支援を必要としている家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を迅速かつ確実に得られることを目的として毎年作成します。

今後も様々な手法により子育て支援に関する情報を発信し、区の相談窓口や施策の周知に努めます。

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

④子どもと子育て家庭を地域で支えるまちづくり

地域で安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、子どもや子育て家庭が地域の人々とつながりを持ち、子どもの成長を地域で応援し支えることが重要です。区は、学校やPTA、民生委員・児童委員や地区青少年育成委員会等地域で子どもの育ちを支援する区民や団体等と連携し、支援を必要としている子どもや子育て家庭を地域で支えるまちづくりを推進します。

⑤指標の設定と実施状況等の確認

区は、子どもの貧困対策の関係施策の実施状況や対策の効果を検証・評価するため、「新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標」を設定しました。国の状況と区の状況を比較できる16項目に、区が独自に設定した8項目を加えた計24項目を区の指標とし、毎年、この指標に基づいて、施策の実施状況や効果等の把握・検証を行っています。

また、令和元年11月に策定された「子供の貧困対策に関する新大綱」において、39の指標が設定されたことを踏まえ、区として対応可能な指標について、今後、見直しを行っていきます。

新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標項目（24項目）

【国の状況と区の状況を比較できる16項目】

- ・生活保護世帯に属する子ども
- ①高等学校等進学率
- ②高等学校等中退率
- ③大学進学率
- ④就職率（中学校卒業後）
- ⑤就職率（高等学校等卒業後）
- ・⑥スクールソーシャルワーカーの配置人数
- ・スクールカウンセラーの配置割合
- ⑦小学校 ⑧中学校
- ・全国学力調査の意識調査（自尊感情に関する項目
『自分には、よいところがあると思ひますか』）
- ⑨小学生の割合 ⑩中学生の割合
- ・⑪中学校卒業後就職率
- ・学校で就学援助制度の書類を配付している割合
- ⑫毎年度の進級時
- ⑬入学時
- ・⑭すくすく赤ちゃん訪問実施率
- ・歯科検診
- ⑮むし歯ありの判定を受けた子どもの割合
- （小学生）
- ⑯未処置のむし歯がある子どもの割合（小学生）

【区が設定した8項目】

- ①就学援助率
- ②出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）における看護職による妊婦との面接率
- ③子どもの朝ごはん摂取率（小学4年生）
- ④子どもの朝ごはん摂取率（中学2年生）
- ⑤虐待を主訴に区が支援している子どもの虐待の改善率
- ⑥ひとり親家庭自立支援促進事業における就学支援により、就労形態が正社員または常勤となった者の割合
- ⑦区内で活動している子ども食堂等の数（チラシ配付等区が何等かの支援を行っている活動）
- ⑧子ども未来基金を活用した助成活動数

【主な事業】

事業名・事業の概要	現況	目標
②ー1 生活保護受給世帯の小学生等の地域生活自立支援 生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 各種教室等実施回数 264回 参加人数：延べ361人（実支援者数25人／年） 	小・中学生とその保護者を対象とした支援者数 40人/年（令和2年度）
②ー2 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援 生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 学習環境整備支援費支給実績 高校生 27人 中学生 33人 小学生 28人 	自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。
②ー3 生活困窮世帯の中学生等への学習支援 生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 中学生学習支援者数 36人 高校生定着支援者数 5人 	自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要なときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。
②ー4 就学援助 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	就学援助の実施 認定者数 2,522人 [内訳] 小学校 1,655人（要保護136人、準要保護1,519人） 中学校 867人（要保護79人、準要保護788人）	継続して実施していきます。
③支援施策ガイドの作成・配付 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。	区立小・中学生全世帯等へ向けた子育て支援施策ガイドの作成配付	継続して実施していきます。

7 外国につながりのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながりがある家庭と子どもたち

区内の6歳から14歳の学齢期の子どもの人口は、平成31年4月1日現在16,702人で、そのうち外国籍の人口は1,620人、約10%であり、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同じとなっています。

一方、区立の小中学校に在籍する児童生徒は12,145人で、そのうち外国籍児童・生徒は665人、約5.5%となっています（令和元年5月1日の学校基本調査から）。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げられました。

さらに 第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取組みの必要性が指摘されています。

(2) 外国籍等の子どもや保護者への支援

外国人人口の増加、出身国の多様化、外国にルーツを持つ日本人の増加等の状況を受け、児童・生徒の多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。

学校や教育センターでは、外国等から編入学してきた幼児・児童・生徒の日本語指導や適応指導として、日本語サポート指導や日本語学習支援を実施するとともに、平成28年度からは、日本語指導が必要な中学3年生を対象とした進学支援を行ってきました。

現在、区立学校に在籍する外国人の児童・生徒数は10年前と比べて約1.5倍に増加しています。また、平成30年度に日本語サポート指導を受けた幼児・児童・生徒数は70名で、年度により違いはありますが、こちらも増加傾向にあります。

外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力を含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

また、外国人幼児・児童・生徒の学校生活に関する保護者への支援として、区の学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を6か国語で配布するとともに、個人面談等における通訳の派遣や学校だより等の翻訳を行っており、今後もこうした取組みを充実させていく必要があります。

【取組みの方向】

① 外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポート

- 外国人が地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。
- 外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子

第2章 目標別の取組みの方向

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

どもたちの学ぶ権利を保障していきます。

②日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援の充実

- ・日本語がわからない状態で編入・転入してくる幼児・児童・生徒が、日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。
- ・保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもたちが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、活用します。
- ・外国籍の児童等が多い区の特徴を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。
- ・保育施設においては、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決し、子どもがより良い園生活を送れるよう母国語によるサポートや日本語理解に向けた支援を行います。また、面談や保護者会の際に通訳を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。

7 外国につながりのある家庭、子どものために

【現状と課題】

(1) 外国につながりがある家庭と子どもたち

区内の0歳から5歳の乳幼児期の子どもの人口は、平成31年4月1日現在14,155人で、そのうち外国籍の人口は998人、約8%となっています。また、6歳から14歳の学齢期の子どもの人口は、平成31年4月1日現在16,702人で、そのうち外国籍の人口は1,620人、約10%であり、学齢期の年齢層で、外国籍人口の占める割合は高くなっています。なお、区立の小中学校に在籍する児童・生徒は12,145人で、そのうち外国籍児童・生徒は665人、約5.5%（令和元年5月1日の学校基本調査から）で、10年前と比べて約1.5倍に増加しています。

外国籍人口の増加、出身国の多様化や外国にルーツを持つ日本人の増加等により、子どもたちの多国籍化・多言語化が一層進展していくことが予測されます。

こうした状況に対応して、外国等から転入してきた子どもたちの日本語の適応のため、日本語サポートや日本語を学んでいくための支援を実施するとともに、平成28年度からは、日本語指導が必要な中学3年生を対象に進学支援を行っています。日本語サポート指導を受けた子どもたちの人数は、年度により違いはありますが、増加傾向にあります。

中でも、外国人児童・生徒への支援については、日本の学校生活への適応支援と日本語の初期指導に加え、教科学習に必要な力をつけることを含めた総合的・多面的な支援の充実が求められています。

区が平成23年度に行った「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」では、「教科学習の強化の観点から、各学校の実態に応じた日本語指導体制」「日本語を習得していない保護者への十分なケア」「トータルな生活支援の一環として、住まいに関する情報提供」「保護者向けの施策や取組みに対する認知度の向上」「不就学児童の通学支援に向けた対応」が課題として挙げされました。

このため、日本での学校生活を円滑に送っていくための保護者への支援として、学校での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を8言語で配布するとともに、学校だより等の翻訳を行っています。さらに、保育施設を含め、面談や保護者会におけるコミュニケーションを円滑に図るために、通訳の派遣を行っており、今後もこうした相互理解のための総合的な支援の取組みを充実させていく必要があります。

さらに、第一期新宿区多文化共生まちづくり会議（平成24年9月から平成26年8月）では、日本語指導の充実、外国人の保護者が子育てや地域で孤立しないための家庭へのサポート、地域での連携強化とともに、子どもが教育を受ける機会を逸しないための取組みの必要性が指摘されています。

【取組みの方向】

① 外国につながりのある家庭と子どもたちへのサポート

- ・地域での生活に不自由を感じないように、多言語での生活情報の提供や日本語の習得につながる支援を続けていきます。

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

- 外国人の保護者への啓発や相談体制の充実により、子どもの教育に対する意識を高め、子どもたちの学ぶ権利を保障していきます。
- 保護者への支援のために面談や保護者会の際に通訳を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。
- 多言語による小・中学校の入学案内を送付し、外国籍児童・生徒の就学機会の確保を図ります。
- 日本語がわからない状態で転入してくる子どもたちが、日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語を学ぶための初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援や進学支援を行います。
- 保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から転入してきた子どもたちが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、活用します。
- 外国籍の児童等が多い区の特徴を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。
- 外国籍児童・生徒の就学先調査により就学状況を個別に把握し、就学を促していきます。